

(別紙様式2)

## 令和2年度の目標及びその他達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 山梨県  
農業委員会名： 笛吹市

### I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

#### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	46.0	3,214.0	3,214.0		3,260.0
経営耕地面積	18.0	2,348.0	137.0	2,211.0	2,366.0
遊休農地面積		240.2	240.2		240.2
農地台帳面積		3,986.9	3,986.9		3,986.9

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,612
自給的農家数	591
販売農家数	3,150
主業農家数	1,080
準主業農家数	349
副業的農家数	1,721

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	5,064
女性	2,253
40代以下	486

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	915
基本構想水準到達者	247
認定新規就農者	6
農業参入法人	54
集落営農経営	0
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				計	合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦		
農業委員数							0	0
認定農業者	—						0	0
女性	—						0	0
40代以下	—						0	0

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 8月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	1
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	19	19	114

\*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,290.0 ha	1,159.4 ha	35.2 %
課 題	農業者の高齢化により遊休農地が増加傾向にある。早急に対策を講じて担い手への利用集積を図る必要がある。また、貸し借りのマッチングがうまくいかない。中間管理事業のPRが十分でない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1202.3 ha	1,204.2 ha	51.1 ha	100.2 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	8月に、円滑な権利移動ができるよう、広報等を活用し中間管理事業の周知を実施する。また、利用権設定の制度等の周知を実施する。 毎月、利用権の終期通知と中間管理事業のPRを送付し、利用権設定の更新・中間管理事業への移行を促進する。
活動実績	毎月、利用権の終期通知と中間管理機構の勧奨資料を送付し、利用権設定の更新・中間管理事業への移行を推進した。 3月、農地のあっせん情報を広報誌に掲載し、マッチング推進を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地の集積・集約を行い、目標を達成することができた。
活動に対する評価	引き続き普及活動に努める。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	31年度新規参入者数
	3 経営体	2 経営体	1 経営体
	29年度新規参入者数が取得した農地面積	30年度新規参入者数が取得した農地面積	31年度新規参入者数が取得した農地面積
	2.1 ha	1.5 ha	0.5 ha
課題	農地や資金の確保が難しい。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
3 経営体	1 経営体	33.3 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1.2 ha	0.6 ha	50.0 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新規就農者支援事業の周知を図る。(融資・補助金・講習会等)
活動実績	随時、就農相談や関係機関との綿密な情報交換を行い、就農者をサポートしている。新規就農者には市独自の補助事業

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入数、並びに参入面積が目標数に至らなかった。
活動に対する評価	引き続き新規就農者の増加に努める。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,525.8 ha	235.8 ha	6.7 %
課 題	農業者の高齢化と後継者不足により遊休農地が増加傾向にある中で、認定農業者等担い手を確保する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
1.0 ha	0.8 ha	80.0 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	38人		9月～10月	11月～12月
		調査方法	9月 遊休農地発生に向けた検討会 9月～10月 農地パトロール(調査)		
	農地の利用意向調査	調査実施時期: 12月～1月			
その他の活動					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		38人	9月～10月	11月～12月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	1月～3月	調査結果取りまとめ時期	2月～3月
			第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	510筆	調査数:	筆
		調査面積:	24.5 ha	調査面積:	ha
その他の活動					

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地解消の活動を行ったが、目標達成に至らなかった。
活動に対する評価	引き続き、農地所有者(管理者)に対し指導・助言を行い、遊休農地解消に努める。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,290.0 ha	0.0 ha
課 題	違反転用の発生を防止するため、今後も農地パトロールを実施するとともに日常的な農業委員会活動においても巡視活動が必要。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.0 ha	0.0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	通年 違反転用の是正指導 9月～10月 農地パトロール 12月 広報による農業者等への周知
活動実績	農地パトロールの実施と広報による周知を計画通り実施した。
活動に対する評価	法令に従った活動を行い、違反転用の防止に努めた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 86 件、うち許可 86 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況	現地調査、聞き取り調査等を行い、内容の把握を行っている。				
	是正措置	案件の内容等により、年1回利用状況報告等を行わせる。				
総会等での審議	実施状況	事務局で申請内容の提案と審査基準適合性を説明し、担当地区農業委員から現地状況・隣接地及び周辺の耕作状況を報告した上で審議を行っている。				
	是正措置					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	86 件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件			
	是正措置					
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を閲覧に供することで公表している。				
	是正措置					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	20 日	処理期間(平均)	15 日
	是正措置					

### 2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 213 件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況	現地調査、聞き取り調査等を行い、事実内容の確認を行っている。				
	是正措置	案件の内容等により、年1回利用状況報告等を行わせる。				
総会等での審議	実施状況	事務局で申請内容の提案と審査基準適合性を説明し、担当地区農業委員から現地状況・隣接地及び周辺の耕作等状況を報告した上で審議を行っている。				
	是正措置					
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を閲覧に供することで公表している。				
	是正措置					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	20 日	処理期間(平均)	15 日
	是正措置					

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	26 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	25 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	法人
	提出しなかった理由	事業年度途中で、報告時期が未到来のため。
	対応方針	事業年度終了後3ヶ月以内に報告を行うよう指示を行う。
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	法人
	対応状況	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 200 件 公表時期 令和 3 年 4 月
		情報の提供方法: 広報誌に掲載している。
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 964 件 取りまとめ時期 令和 3 年 4 月
		情報の提供方法: 窓口で情報提供
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 ha
		データ更新: 年1回更新
	公表: 窓口及び農地ナビにて公表している。	
是正措置		

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## Ⅷ 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している  その他の方法で公表している

農業委員会事務局において閲覧できるようにしている。

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数  1 件

提出先及び提出した意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地等の増加防止のための借手・貸手双方への支援施策充実、補助制度創設。</li> <li>・農地中間管理制度の全てを農地中間管理機構で運営実施可能とするための支援。</li> <li>・担い手の育成・確保に向けた補助事業の拡充、営農者・新規就農者の継続的・効率的な営農環境確保のため、農地を維持保護するための法的規制強化。</li> <li>・利用意向調査を基に中山間地域の面的集積と基盤整備を行い、認定農業者等安定した経営体に貸与できる制度の確立。</li> <li>・桃の穿孔細菌病で減収となった農家への公的補助実施、防除費用補助の継続。</li> </ul> <p>以上について、山梨県農業会議へ要望。</p>
----------------	---

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している  その他の方法で公表している

農業委員会事務局において閲覧できるようにしている。